

青森県報

号外第三十二号

令和二年
三月三十日
(月曜日)

目次

規 則

- 賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
 - 青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……一
 - 青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
 - 青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……四
 - 青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………(商工政策課) ……四
 - 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……五
- 議 会
- 青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………(総務課) ……五

規 則

賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部を改正する規則

賠償責任を有する補助職員を指定する規則(昭和四十年十月青森県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。
「第二百四十三条の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の二第一項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

青森県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年十二月青森県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「きこうとする」を「聴こうとする」に、「きく」を「聴く」に改める。

第六条中「きこうとする」を「聴こうとする」に改める。

第八条第一項中「きこうとする」を「聴こうとする」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第二項中「こえて」を「超えて」に改める。

第十二条第一項中「の各号」を削り、同項第五号並びに同条第二項第二号及び第四号中「附近」を「付近」に改める。

第十四条第一項中「の各号」を削る。

第十七条第一項中「の各号」を削り、同項第五号中「附近」を「付近」に改める。

第二十二条第三項中「附近」を「付近」に改める。

第二十六条の二第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十六条の三第二項に次の一号を加える。

三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第二十二条の三第二項の認定を受ける場

合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

第二十六条の五第二項中「第二十六条の三第二項各号」を「第二十六条の三第二項第一号及び第二号」に改める。

第二十七条第三項及び第二十九条第三項中「附近」を「付近」に改める。

第三十四条中「の各号」を削る。

別表第一第一号3(ハ)中「別表第三第一号6」を「別表第三第一号7」に改め、同3

(ニ)及び(三)中「付帯する」を「付帯する」に改める。

別表第二第十二号中「付帯する」を「付帯する」に改める。

別表第三第一号中24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21と

し、19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、

13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を

8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項

第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

別表第三第一号に次のように加える。

26 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために工作物を設置すること。

27 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

28 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これに類するものを設置すること。

別表第三第五号6中「（平成十六年法律第七十八号）」を削り、「特定外来生物で」を「同法第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）で」に改め、同6を同号8とし、同号5の次に次のように加える。

6 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を伐採すること。

7 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

別表第三第七号8中「（平成四年法律第七十五号）」を削り、「もの」の下に

「（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）」を加え、同号中12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

別表第三第十三号中「付帯する」を「付帯する」に改める。

別表第四第一号中「6まで」を「8まで」に改め、同表第三号に次のように加える。

5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定

による環境大臣の許可に係る行為（同法第五十四条第二項の規定による協議に

係る行為を含む。）

6 認定保護増殖事業等の実施のための行為

別表第四第四号中「付帯する」を「付帯する」に改める。

別表第五第一号1中「同号19、22及び23」を「同号20、23及び24」に改め、同表第七号中「付帯する」を「付帯する」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の二第一号イの改正規定、第二十六条の三第二項に一号を加える改正規定及び第二十六条の五第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立自然公園条例施行規則（昭和三十七年六月青森県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項ただし書中「第十一号から第十三号」を「第十二号から第十四号」に改め、同項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使

用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

第八条第一項第二号及び第二項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。
第十九条第一号イを次のように改める。

イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第二十条第三項に次の一号を加える。

三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第二十九条第二項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

第二十二條第二項中「第二十条第三項各号」を「第二十条第三項第一号及び第一号」に改める。

第一号様式の備考の一の(四)中「書類」の次に「(当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあつては、公園施設の耐用年数に応じた借地借家法に基づき定期借地権が設定されること又は公園施設の大規模修繕及び建替えが円滑に実施されることが見込まれる措置が講じられることが明示された建物の区分所有等に関する法律に基づく区分所有者等と公園事業者の契約内容を明らかにした書類を含む。)」や(五)「回一中(五)や(五)ハ」の次に次のように加える。

(四) 分譲型ホテル等の場合にあつては、以下の書類

- ア 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
- イ 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
- ウ 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
- エ 次のいずれかの書類

(ア) 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類

(イ) 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設に係る敷地内の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図、天然色写真及び登記事項証明書

第一号様式の備考の二の(五)に次のように加える。

エ 分譲型ホテル等の該当の有無並びに分譲型ホテル等に該当する場合は、その種類(コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所の別)並びに特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要、一般の利用者の宿泊の機会を確保す

る仕組みの概要及び年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合

第一号様式の備考の二の(五)に次のように改める。

(ア) 添付図面のうち、建築物に関する平面図は、間取り及び客室の用途を記載すること。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。

第二号様式の備考の一の(五)ハ中「書類」の次に「(当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあつては、公園施設の耐用年数に応じた借地借家法に基づき定期借地権が設定されること又は公園施設の大規模修繕及び建替えが円滑に実施されることが見込まれる措置が講じられることが明示された建物の区分所有等に関する法律に基づく区分所有者等と公園事業者の契約内容を明らかにした書類を含む。)」や(五)「回(五)ハや(五)ハ」の次に次のように加える。

サ 分譲型ホテル等の場合にあつては、以下の書類

- (ア) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
- (イ) 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
- (ウ) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
- (エ) 次のいずれかの書類

ア 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類

イ 改築、増築又は建替えを行う廃屋又は老朽化施設に係る敷地内の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図、天然色写真及び登記事項証明書

第三号様式の備考の二の(五)に次のように加える。

(4) 添付図面のうち、建築物に関する平面図は、間取り及び客室の用途を記載すること。また、分譲型ホテル等にあつては、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。

第十一号様式の備考の二の(五)に次のように加える。

(3) 国及び地方公共団体以外の者にあつては、青森県立自然公園条例施行規則第19条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

添 画

この添画は、公衆の目から隠すもの。

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

青森県クリーニング業法施行細則（昭和四十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

第八号様式中「青森県収入証紙ちよう付」を「青森県収入証紙貼付」に、「第47条」を「第57条」に、「手札形」とし、出願前6月以内に正面で撮影したものを「出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものに改める。」

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

青森県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月青森県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条第一項各号」を「第三条第一項各号」に、「第二条第二項各号」を「第三条第二項各号」に改める。

第七条第一項中「二人以上」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、貸付金の貸付けを受けようとする者が保証人を立てることが困難であると認められる場合又は貸付金の貸付けを受けようとする者から保証人を立てることに代わる措置の申出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 貸付金の貸付けを受けようとする者が知事が相当と認める担保を提供する場合で債権の保全上支障がないと認められるとき。

二 貸付金の貸付けを受けようとする者が貸付金に係る金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）による債務の保証を受ける場合で債権の保全上支障がないと認められるとき。

第七条第三項中「又は相当の担保の提供」を、「相当の担保の提供又は金融機関による債務の保証を受けること」に改める。

第十五条第三項中「第二条第一項各号」を「第三条第一項各号」に改め、「経営改革計画」を削る。

第十七条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第六号中「又は担保の提供」を「担保の提供又は金融機関による債務の保証を受けること」に改める。

別記第一中

住所

連帯保証人 名 称 (氏 名)

住所

連帯保証人 名 称 (氏 名)

を

住所

連帯保証人 名 称 (氏 名)

に改める。

別記第一の第十条中「又は担保の追加又は交替」を「の追加若しくは交替、相当の担保の提供又は金融機関による債務の保証を受けること」に改める。

別記第一の第十二条第三項中「経営改革計画」を削る。

別記第一の第十四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第六号中「又は担保の追加又は交替」を「の追加若しくは交替、担保の提供又は金融機関による債務の保証を受けること」に改める。

別記第一中

「連帯保証人
連帯保証人
」を
「連帯保証人
」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に貸付けの決定を受けた貸付金については、なお従前の例による。

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則（昭和三十九年十月青森県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表第二号中「令和二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同表第三号中「（大韓国内の地点を除く。）」を削り、「令和二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同表第四号を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

議 会

青森県議会訓令第一号

議 会 事 務 局 職 員 一 般

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県議会議長 森 内 之 保 留

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会事務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の総務課の項中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 議会の審議に係る資料の収集及び発刊に関する事（情報と資料（青森県議会の概要）の発刊に限る。）。

十六 事務局の事務の総合調整に関する事。

第三条の調査課の項第六号中「こと」の下に「（情報と資料（青森県議会の概要）の発刊に関する事務を除く。）」を加え、同項第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 議員派遣に関する事。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭